

第6章 事後調査計画

第1節 事後調査項目の選定

対象事業の実施による環境への影響については、「第4章 調査・予測・保全対策・評価」で述べたように、周辺環境に著しい影響を与えるものではないと考える。

ただし、工事計画、施設計画に未確定な部分があることから、実際の工事中、存在・共用時の予測条件と異なる場合があり、また、水質など周辺住民の関心が高い項目については、実際に測定を行い、事業の影響の有無を確認、公表することが求められると考えられる。

以上を踏まえ、事後調査を行うにあたって、項目の選定・非選定の理由を以下に示す。

表 6-1-1 事後調査項目の選定の理由

環境要素 (小区分)	環境要因	工事による影響					存在・供用による影響					事業特性・地域特性を踏まえた項目設定の理由		
		運搬(機材・資材・廃材・残土等)	土地造成(切土・盛土)	樹木の伐採	掘削	廃材・残土等の発生・処理	地形改変	樹木伐採後の存在	工作物の存在	緑化	施設の稼働		太陽光パネル等の交換・廃棄	排水処理
		(具体的な要因)												
騒音		○	○		○									対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されており、予測に用いた予測条件は事業計画及び類似施設の調査結果より設定している。また、予測式は一般的に用いられている最新の式を採用しているため、予測結果の不確実性は少ないと判断した。しかし、運搬における自動車騒音及び建設機械の稼働に伴う騒音は、現況値と比較すると約 10dB 大きくなる地点もあることから、事後調査を行うこととした。
水質	環境基準が設定されている項目及び物質		○		○		○							対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されている。しかし、工事中の濁水による影響及び工事中のアルカリ排水は周辺環境に影響を及ぼす可能性があるため、予測結果に不確実性が残る。そのため、事後調査を行うこととした。
水象	河川及び湖沼		○	○	○		○	○	○	○			○	対象事業による影響は、環境保全措置の実施により低減されるものの、工事中及び供用後の水収支や湿地湧水への影響の予測結果及び環境保全措置の効果に不確実性があるため、事後調査を行う。
	地下水		○	○	○		○	○	○	○			○	
植物	植物相	○	○	○			○	○		○				対象事業による影響は、環境保全措置の実施により軽減されている。ただし、湿地については、水位低下等による乾燥化により湿性植物の生育に影響が生じる可能性がある。外来種の侵入防止措置についても、非意図的な侵入の可能性を排除できない。また、注目すべき種のうち、サクラソウやセンブリ、ミヤコアザミ、ヒトツボクロについては、移植による環境保全措置を行うものの、効果に不確実性が生じると考えられる。そのため、湿性植物及び外来種、移植個体について生育状況の把握を行い、必要に応じて追加対策を実施することを目的として事後調査を行う。
	注目すべき個体・集団・種及び群落 (サクラソウ、センブリ、ミヤコアザミ、ヒトツボクロ)	○	○	○					○					
動物	動物相								○					対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されている。ただし、注目すべき種のうちハイタカ、ノスリについては保全区域の設定等の環境保全措置を行うものの、これらの環境保全措置については効果の不確実性が生じると考えられる。湿地については、水位低下等による乾燥化により、昆虫類をはじめとした注目すべき種の生息に影響が生じる可能性がある。そのため、ハイタカ、ノスリ、湿地に生息する注目すべき種の生息状況の把握を行い、必要に応じて追加対策を実施することを目的として事後調査を行う。また、フェンス高さの調整による環境保全措置を検証するため、ニホンジカの生息状況について事後調査を行う。
	注目すべき種及び個体群		○	○			○	○						
生態系			○	○			○	○						対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されている。ただし、指標種のうちハイタカ、ノスリ(上位性種)については保全区域の設定等の環境保全措置を行うものの、これらの環境保全措置については効果の不確実性が生じると考えられることから、生息状況の把握を行い、必要に応じて追加対策を実施することを目的として事後調査を行う。また、湿性植物(特殊性種)については、湿地の水位低下(特に B、C、D 湿地)や土砂の流入に伴う乾燥化により湿性植物の生育に影響が生じる可能性があることから、生育状況の把握を行い、必要に応じて追加対策を実施することを目的として事後調査を行う。

【凡例】 ○：事後調査を実施する項目 空欄：事後調査を実施しない項目

表 6-1-2 事後調査項目として選定しない理由

影響要因の区分		選定項目の分類・根拠等
大気質	環境基準が設定されている項目	対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されており、予測に用いた予測条件は事業計画より設定している。また、予測式は一般的に用いられている式を採用しているため、予測結果の不確実性は少ないと判断し事後調査は行わないこととした。
	粉じん	
振動		対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されており、予測に用いた予測条件は事業計画及び類似施設の調査結果より設定している。また、予測式は一般的に用いられている式を採用しているため、予測結果の不確実性は少ないと判断し事後調査は行わないこととした。
低周波音		対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されており、予測に用いた予測条件は事業計画及び類似施設の調査結果より設定している。また、予測式は一般的に用いられている式を採用しているため、予測結果の不確実性は少ないと判断し事後調査は行わないこととした。
土壌汚染		対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されている。このため、予測結果の不確実性は低いと考え、事後調査は行わないこととした。ただし、対象事業実施区域の直近に最終処分場が存在すること、調整池建設工事等に伴い裸地が発生することから水道法に基づく項目について、事後調査を行う。
地形・地質	土地の安定性	対象事業による影響は、環境保全措置の実施により低減されることから、事後調査は行わない。ただし、供用後、調整池、排水路、盛土法面等について定期点検（豪雨直後含む）を実施する。
景観	景観資源及び構成要素	対象事業による影響は、環境保全措置の実施により低減されていることから事後調査は行わない。
	主要な景観	
触れ合い活動の場		対象事業による影響は、環境保全措置の実施により低減されていることから事後調査は行わない。
文化財		工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、関係機関の指導により適切な措置をとるため事後調査は行わない。
廃棄物等		工事及び施設の稼働に伴って発生する廃棄物は、適正に処理されることから事後調査は行わない。
温室効果ガス等		対象事業による影響は、環境保全措置の実施により低減されていることから事後調査は行わない。 存在・供用による影響は、太陽光発電施設の稼働により温室効果ガスの削減が見込めることから事後調査は行わない。
電波障害		対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されている。また、予測評価は、影響が最大となる条件で行っている。このため、事後調査は行わない。
光害		対象事業による影響は環境保全措置の実施により軽減されている。また、予測評価は、影響が最大となる条件で行っている。このため、事後調査は行わない。

第2節 事後調査計画

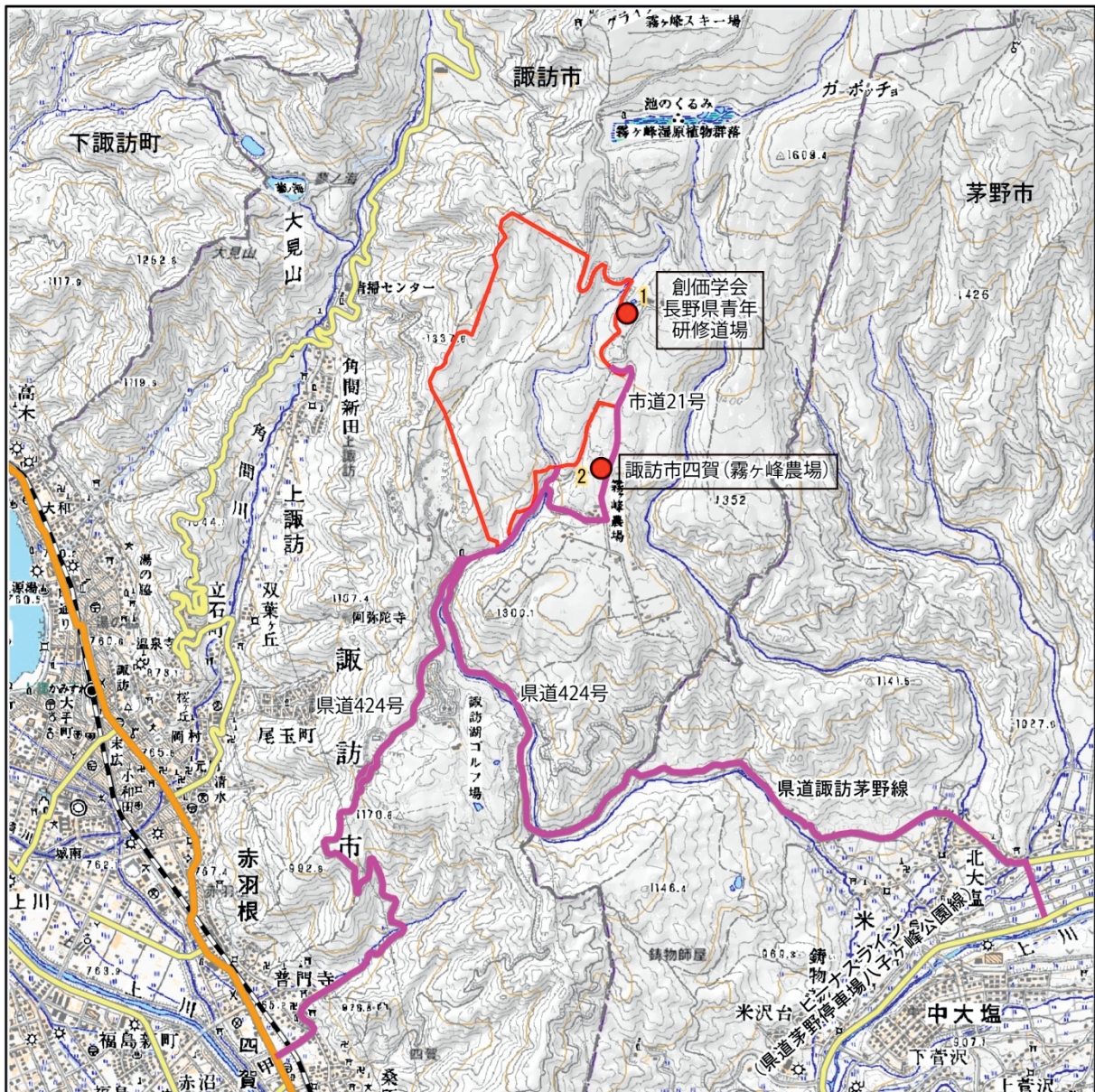
2-1 騒音

対象事業による騒音への影響の事後調査は、表 6-2-1 に示す内容で計画する。調査項目は、工事中の環境騒音（道路に面する地域）の影響を把握するために現地調査を行う。

調査期間は、工事着手後の工事用車両運行台数が最大の時期（工事開始後 20 ヶ月目）とする。

表 6-2-1 騒音の事後調査計画

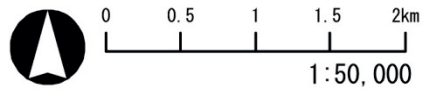
調査項目	環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
環境騒音 （道路に面する地域）	環境騒音の監視	工事用車両の運行台数が最大の時期に実施	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）に定める方法	諏訪市四賀 （霧ヶ峰農場）
環境騒音 （一般地域/ 道路に面する地域）	環境騒音の監視	建設機械の近接時期（8 ヶ月目、及び最大台数時期（20 ヶ月目）	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）に定める方法	創価学会長野 県青年研修道場 諏訪市四賀 （霧ヶ峰農場）



凡例

- 対象事業実施区域
- 騒音事後調査地点
- 想定搬出入ルート

図 6-2-1
騒音事後調査地点図 (工事による影響)



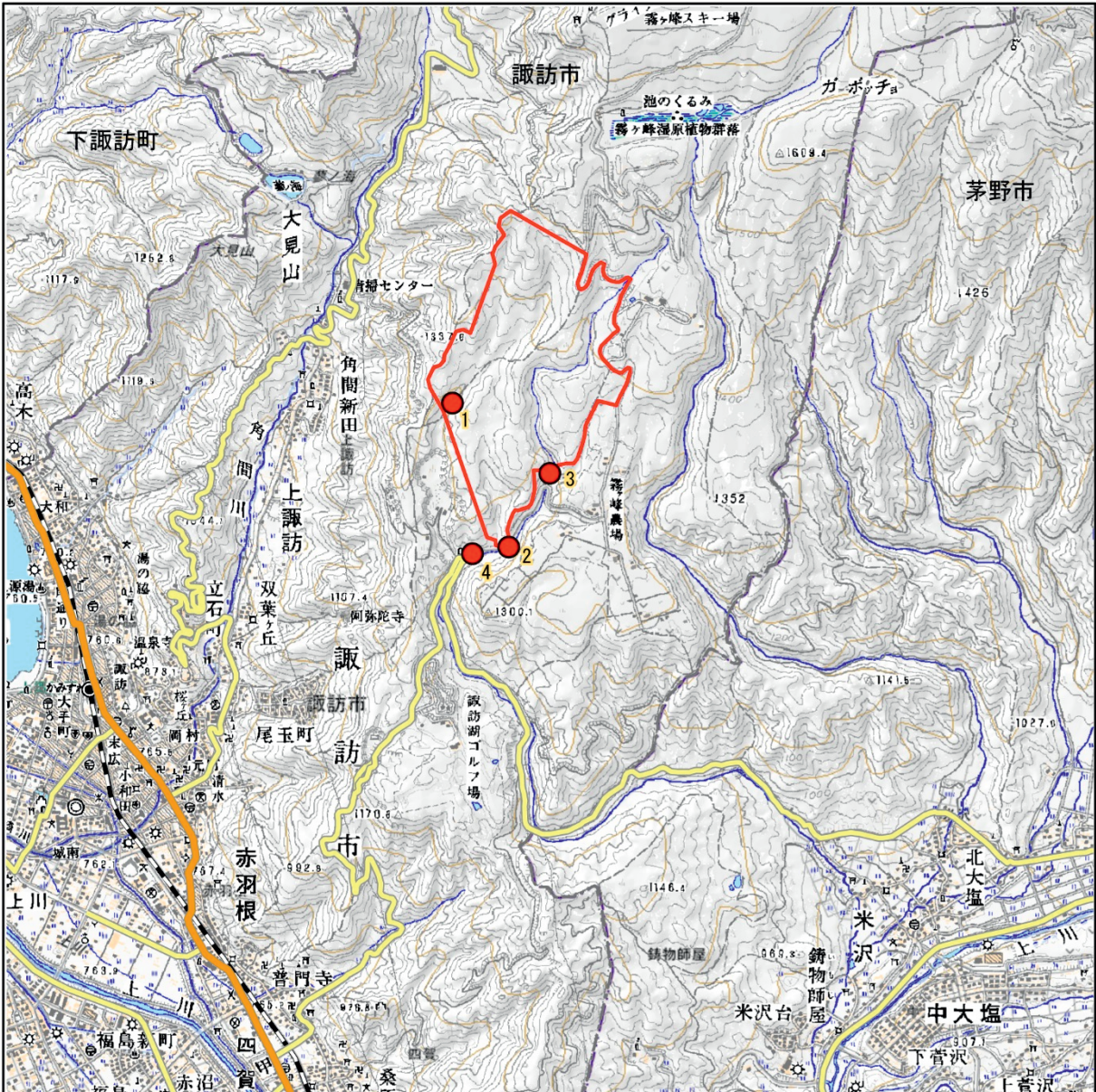
2-2 水質

対象事業による水質への影響の事後調査は、表 6-2-2 に示す内容で計画する。調査項目は、工事中の降雨による濁水、アルカリ排水の影響及び工事中・供用後における河川水質への影響を把握するために現地調査を行う。

調査期間は、工事着手から供用後 2～3 年とする。

表 6-2-2 水質の事後調査計画

調査項目	環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
降雨時の濁水 (SS)	濁りの監視	目視により濁りが確認できた降雨後に実施	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）に定める方法	各調整池の直下の河川の 4 地点（図 6-2-2 の 1～4）
		随時	水位計、監視カメラ、雨量計、濁度計を設置する	各調整池の 3 地点
アルカリ排水 (pH)	pH の監視	毎月 1 回	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）に定める方法	各調整池の直下の河川の 3 地点（図 6-2-2 の 1～4）



凡例

- 対象事業実施区域
- 水質事後調査地点

図 6-2-2
水質事後調査地点図 (工事による影響)

